JR東海労ニュース

№1190 2008年12月26日 JR東海労働組合

JR東海ユニオン掲示は名誉毀損!損害賠償責任を負うべき!これだ第一審判決だ!

だから「適切さを欠く点」があったので「遺憾の意」を表明したんでしょ!

何でこれが「全面勝利的和解」なの?名誉毀損・不法行為の繰り返しは止めたまえ!

「シュプレヒコール和解裁判」第2回口頭弁論

12月25日、JR東海ユニオンを相手に提訴した損害 賠償請求訴訟の口頭弁論が行われました。この事件は、

「シュプレヒコール裁判」が和解したことを報じたJR東海ユニオンの掲示で、「全面勝利的和解」という表現を使って宣伝したことは全く事実に反することから、あらためて私たちが損害賠償を求めて提訴した事件です。

そもそも、「シュプレヒコール裁判」は、東京地裁の第一審で私たちが全面的に勝利しました。「東海会社をつぶせ!」「列車を転覆させるぞ!」「バカヤロー!」とシュプレヒコールしながらデモ行進したという表現は、事実の真実性がないので、JR東海ユニオンは連帯責任として損害賠償責任を負うべきであり、「損害金30万円支払え」という判決を下しました。まさに、「名誉毀損にあたる」と判断されたのです。

ところが、これを不服としてJR東海ユニオンが控訴審に持ち込みましたが、東京高裁から和解が勧められ、その結果、裁判所から、ユニオン機関誌には「適切さを欠く表現があった」そのことに「遺憾の意を」表明するということを盛り込んだ和解案が示され、双方が和解したのです。

「遺憾の意」を表明するということは、掲示の表現が「適切さを欠く」と言うことであり、JR東海ユニオンが主張するような「全面勝利的」ということは事実に反します。

私たちは、裁判所をも冒涜するJR東海ユニオンの対応 を許すわけにはいきません。素直に謝りなさい!